

山武市地区防災計画作成の参考

**令和 6 年 1 2 月
消 防 防 災 課**

はじめに

【地区防災計画の作成にあたり】

市は、これまで多くの自然災害に見舞われてきました。

近年は、市に影響を及ぼすと思われる首都直下地震、南海トラフ地震、千葉県東方沖地震等の大規模地震の発生や地球温暖化に伴う気象変動による強い勢力で接近する台風や、線状降水帯や集中豪雨による浸水・土砂災害が懸念される中、防災・減災に関する市民の皆さんの関心が高まってきています。

全国的には、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識されることとなりました。そして、平成23年3月に発生した東日本大震災等を経て、自助・共助の重要性が改めて認識されているところです。

このような状況を踏まえ、平成25年6月に災害対策基本法が改正され、地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設されました。

本制度は、市の判断で地区防災計画を地域防災計画に規定するほか、地区居住者等が、市防災会議に対し、地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）を定めています。

内閣府は、平成26年3月に「地区防災計画ガイドライン」を作成しました。

市は、このガイドラインに基づき、地区防災計画のひな型を提示し、地域の特性を反映させた実効性の高い地区防災計画の作成促進に寄与いたします。

【地区防災計画作成の意義】

「地区防災計画」は、その計画に従って防災・減災活動を実際に進める当事者であり、かつ、災害が発生したとき、計画の出来不出来が自分たちの生命や財産に大きく影響する地区の居住者や事業者が自ら関与して、計画を練り上げていくものです。

従来の防災・減災において地域の役割は確固たる位置づけをもっていませんでした。地区防災計画の作成は、地区の防災・減災に対する位置づけを明確にするものです。

今までの防災・減災は、市の地域防災計画というトップダウンによるものでした。しかし、先にも述べましたように、過去の大規模災害において地域のきずなの大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が言われ始め、地区防災というボトムアップの重要性を指摘されています。

行政が作った防災計画だから、これは行政の押し付けだからという考えを捨て、地区の住民自らが、自分たちが生活する地域住民の「命を守る」ための計画を立案することが求められています。計画に対するオーナーシップ（「これは私の計画だ」という感覚）、自分が関わって立てた計画だからこそ、必然的に実効性の高い計画となります。

また、自らが作成した計画だからこそその責任感から、成し遂げようとする強い意志が生まれます。

地区計画作成にあたり留意すべき点として、地区独自に立てた計画が、目標に対して楽観的に過ぎたり、逆にあまりに過大で長続きしなかったりといったこともしばしば生じることです。

「地区防災計画」の策定や運用にあたって、早い段階から専門家のアドバイスを求めることが望ましいとされているのは、このためです。独りよがりの計画にならないように、専門家のチェックやアドバイスは積極的に活用することが必要です。

地区の防災・減災活動は、多くの住民の協働によって実現するものであります。「地区防災計画」でも、自助・共助・公助の「バランス」や、多様な関係者間の「連携」の重要性が謳われています。

まとめとして、地区防災計画は自らが主体となり考え作成することで、実効性や活動意欲を高めることとなり、地域防災力を向上させることとなります。

◆【地区防災計画】とは

自分たちが生活する地域住民の「命を守る」ため、地区の特性や想定される災害に応じて、平時の防災活動や災害時の行動を地区の皆で“考え”、話し合いながら“つくる”計画です。地区で取り組む防災計画の目的や内容に応じて作成していきましょう。

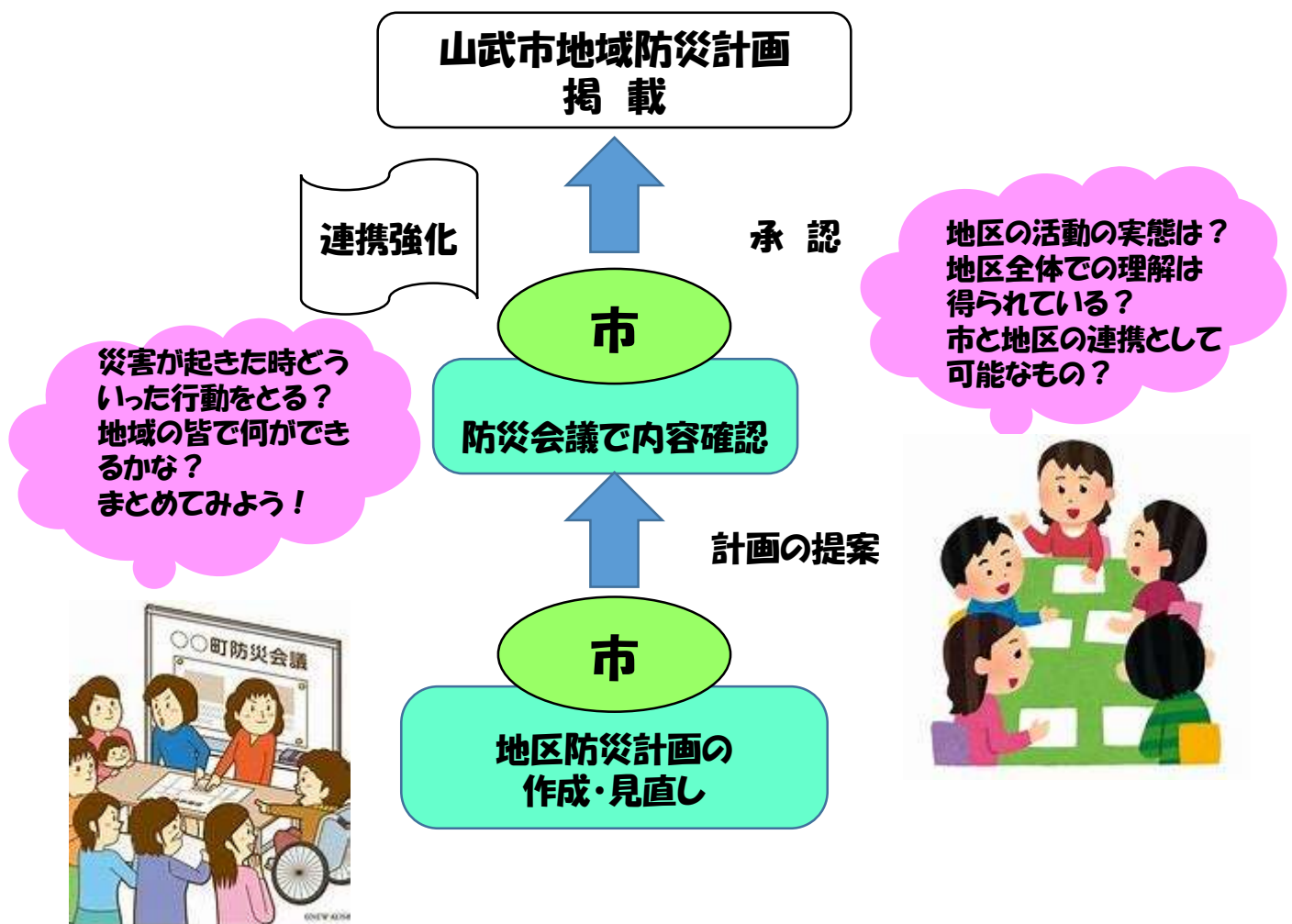
最初から満点の計画を作成する必要はありません。作り上げた計画に基づき、実災害や訓練を通じ、明らかになった改善点や気づいた点を見直して行きましょう。

◆市との連携

作成した地区防災計画は、市の防災会議に提案し、承認を得ることで、「山武市地域防災計画」の中に掲載することができます。

市の地域防災計画に掲載することで、市の防災の取組みと地区の防災活動の連携が図られ、地区の意向や考えを反映させながら、地域の防災力を高めていくことができます。

※提案・掲載については消防防災課にお尋ねください。



◆本書の目的と使い方について

本書は、地区防災計画作成の「第1歩」が踏み出せるよう、内閣府のガイドライン等をもとに作成したひな形（参考例）です。

この参考例のとおりには計画を作成する必要はありません。地区の災害の特性や取り組んでいる防災活動などに応じて、自由に作成していただいて構いません。

地区の皆様で意見やアイデアを出し合い、計画作りを通して、地区住民の顔の見える関係づくりや地域の実情に応じた防災力の向上に取り組んでいただきたいと思います。

◆地区防災計画の記載項目参考例

大項目	小項目
表紙	計画の名称
	基本方針
地区の概要	地区の特徴（計画対象範囲、社会特性、災害リスク等）
	今後想定される災害
防災活動	活動目標
	活動体制
	平常時のける防災活動（活動スケジュール）
	災害時における防災活動
	中・長期的に取り組む事項
地区防災マップ	ハザードマップの活用
	危険箇所・防災設備や要配慮者の把握
	避難所位置や避難経路
防災関係施設・資機材リスト	避難所リスト
	関係機関連絡リスト
	保有防災資機材リスト
地区防災タイムライン	水害版タイムライン、地震版タイムライン

◆作成にあたってよくある質問

Q 計画作成のために、何から始めればいいのか？



A まずは、防災活動の中心となる地域住民を集めます。地区の代表者だけでなく、女性や若者などの多様な人に声掛けしましょう。その後、集まった人たちで話し合い、地区の災害リスクや現在の活動状況について整理しましょう。話し合いで課題が見えてくるはずです。その課題を共有し、対策を考え、計画にまとめてみましょう。



Q 計画作成が行き詰まった場合どうすればいいのか？



A 地区防災計画を作成していく中で、地区だけで解決できない問題点が出た際には、市役所の消防防災課に相談してください。解決の糸口についてサポートしますと一緒に解決していきましょう。



作成例

□□□地区防災計画

基本方針：（例）地域は地域で守る
誰一人取り残さない

基本方針決定後は、その方針を達成するために必要なことは何か考えてみましょう。



令和〇〇年〇〇月
□□自主防災会、自治会

POINT

- ◆計画の名称が「地区防災計画」である必要はありません。
（例）□□自主防災計画
- ◆既に自主的な防災計画がある場合は、その計画が現在の地区の状況や想定される災害にマッチしているかどうか、改めて課題を見直しましょう。
その際、女性を含む様々な立場の視点を取り入れることが重要です。

1. 地区の概要

(1) 地区の特徴

ア 地区の範囲

□□町内会（1丁目、2丁目）、連合会（〇〇区、〇〇区）など

イ 地区の社会特性

- ・人口：約〇〇人 ・世帯数：〇〇世帯
- ・高齢者人口（65歳以上）が占める割合は約〇〇%と、高齢化が進んでいる。災害時要配慮者（災害発生時、必要な情報の把握や避難生活に配慮を要する者）は多く、避難行動要支援者は約〇〇名存在する。
- ・昼間は市外に通勤するものが多く、昼間に災害が起こった場合活動できる人員は限定される。
- ・□□地域は住宅は住民の高齢化が問題となっている。
- ・□□地域は、住宅密集地域である。

ウ 地区の災害リスク

- ・国道の内陸部は斜面が近く、土砂災害警戒区域に指定されている地域が多く存在する。
- ・国道より海岸部は震度5強で液状化が発生しやすい地域である。
- ・作田川が大雨で越水した場合、□□地区は床上・床下浸水が数年に一度発生し、かつ、道路冠水により車両が通行不能となる。
- ・□□地域は電線脇まで杉の木が植林され、倒木により断線し、停電が発生する可能性がある。
- ・□□地区は、住宅が密集しているため、火災が発生した場合延焼の可能性が高い。

POINT

- ◆区や自治会の規模が小さい場合、隣接する区や自治会で地区防災計画の範囲として共同で計画作成できます。
- ◆地区の自然特性（地理・地形、過去の災害等）や社会特性（人口構成、土地利用等）を踏まえて、災害リスクに対する課題を計画内に記載し、共有することが重要です。

(2) 今後想定される災害（例）

近年、南海トラフ、首都直下地震、千葉県東方沖地震等の発生の可能性の高まり、地球温暖化による日本近海の海水面温度上昇に伴う強い勢力を維持したままの台風の接近・上陸、線状降水帯の発生、ゲリラ豪雨の頻発・雨量の増加により、地区の被害を次のように想定します。

災害種別	想 定	対 策
豪雨災害	斜面の多い□□地区では、土砂災害が想定される。	高齢者等避難の発令を待たず、危険と判断したならば、公民館等に自主避難場所を開設する。
	作田川の氾濫により、□□地域が浸水し、床上浸水、道路冠水が発生する。	作田川の氾濫は一挙であるため、河川状況を確認（川の防災情報）し早期に避難を行う。
地震災害	各地震が発生した場合、震度5強の揺れにより、国道沿いの地域では液状化が発生する。	液状化の発生に備え、家具等の配置を考慮するとともに、固定を行う。
	家屋の倒壊、土砂崩れや住宅密集地の火災発生と延焼が想定される。	地震発生時の近所の確認、平時の救出・救助訓練を実施する。 感震ブレーカーの設置を普及させる。

(3) 地区の過去の災害（例）

災害の名称及び 災害発生年月日	災害による被害状況と当時の状況
千葉県東方沖地震 昭和62年12月17日	九十九里浜付近を震源として発生した地震で震度5弱の揺れにより、家屋の損壊が発生した。
東日本大震災 平成23年3月11日	日本の三陸沖の太平洋を震源として発生した超巨大地震により、震度5弱の揺れが発生、家屋の損壊、地区全域に停電が発生した。
房総半島台風 令和元年9月9日	強風で倒木が発生、倒木により電線が切断、3日間の停電、2日間の断水、屋根等の損壊が15軒発生した。
10月25日の大雨 令和元年10月25日	大雨により作田川越水、□□地区全域が浸水、床上浸水○軒、床下浸水○○軒、県道○号線冠水により通行不能不能
台風13号の接近 令和5年9月8日	大雨により作田川越水、□□地区全域が浸水、床上浸水○軒、床下浸水○○軒、県道○号線冠水により通行不能不能

POINT

- ◆地区の特性や過去の災害をもとに、今後予想される災害を想定し対策を立ててみましょう。
- ◆過去の災害については、市・県のホームページ、インターネット、気象庁「災害をもたらした気象事例」等で確認してみましょう。

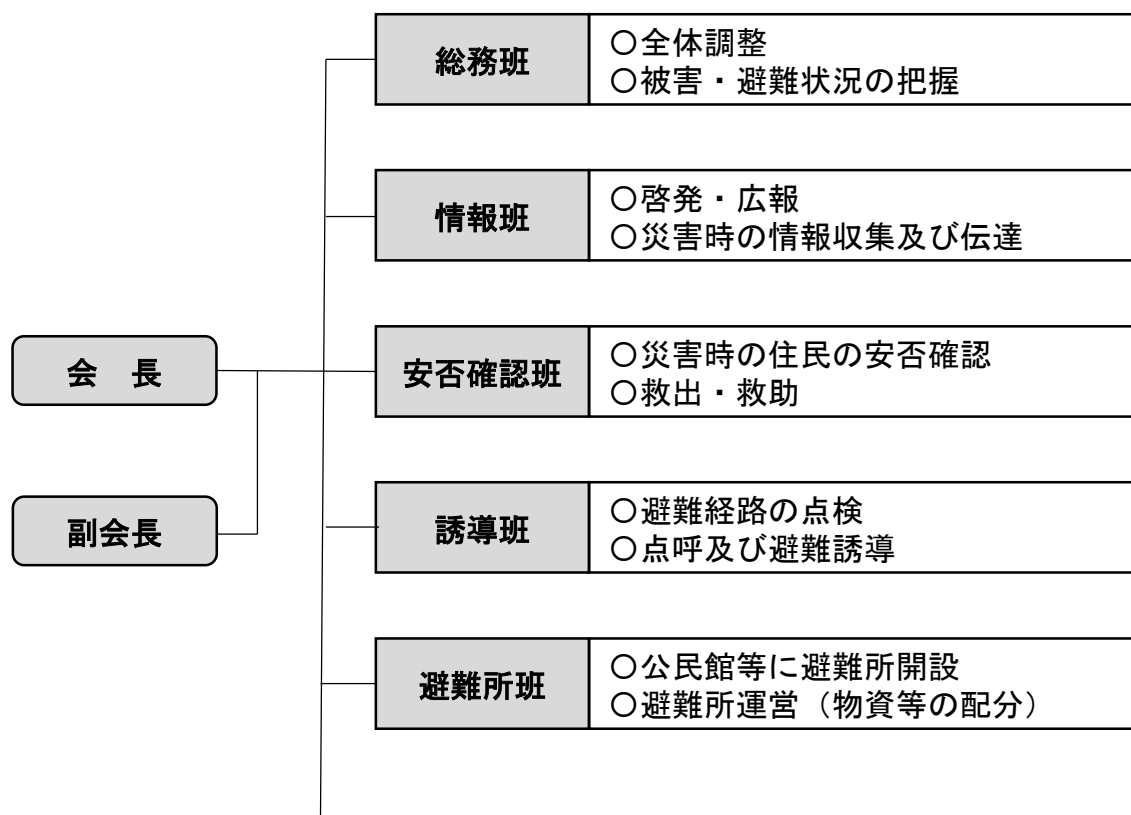
2. 防災活動

(1) 活動目標

(例) 迅速な安否確認のための体制整備
毎年の防災訓練の実施
地区の備蓄品の更新

小さくても、具体的な目標を設定することで、効果が見えやすく活動を継続しやすくなります。

(2) 活動体制（組織）



- ・ 災害発生時に、参集した会長、役員を中心に対策本部（□□公民館内）を設置する。
- ・ 会長不在時は、副会長が指揮を執る。

POINT

- ◆ 地区の実情にあった防災活動体制を構築しましょう。
- ◆ 災害時には、臨機応変な対応を求められる場合があります。その際の体制も想定しておきましょう。
- ◆ 災害に備え、地域にどんな組織があるか把握し、連携を目指しましょう。

(3) 平常時における防災活動（例）

項 目	想 定	実施時期 (毎年)
防災訓練	市の防災訓練に合わせ、又は地区独自に防災訓練を計画し、実施する。	6月頃 11月頃
防災知識の 普及・啓発	市の職員による防災講話を実施する。	6月頃
	地区の防災活動内容の普及のため、地区防災計画見直し内容について周知を図る。	6月頃
地区の 安全点検	地区内の危険箇所を把握するため、地区の安全点検及び防災マップの更新を行う。	9月頃
要配慮者の 支援体制整備	避難行動要支援者名簿により、地区内の要配慮者の把握を行う。 日頃から地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成できるよう、防災訓練時に要配慮者との連携を図る。	6月頃 11月頃
地区防災計画 の見直し	1年間の災害対応及び防災訓練を振り返り、検証し、計画の見直しを行う。	3月頃

POINT

- ◆地区の年間の恒例行事等があれば、組み合わせて行うと効率的です。
- ◆避難行動要配慮者と防災訓練時の連携を行うことで、日頃からの関係強化（顔の見える環境作り。）を図ることができます。
- ◆各種活動を定例化し、多くの参加者を募ることで、地区内のコミュニケーションを活発化させ、相互連携を深めることができます。
- ◆年度末に検証・評価を行うことで次年度に向けて計画を見直すことができます。

※地区計画作成時に、地区としての理想像と地区の現状を話し合い認識を共有することで、年毎に何を行うべきかが明確化し、中長期的な計画を立てることが可能となります。



(4) 災害時における防災活動（例）

活動名	担 当	活動内容
役員の招集 地区災害対策本部	会 長 副会長 総務班 各班長	・会長は、役員を招集し地区災害対策本部（地区防災本部）を立ち上げる。 【地 震】震度5強以上の地震の発生 【風水害】警戒レベル4（地区災害対策本部） 警戒レベル3（役員招集） ※状況により、自主避難所開設時に役員招集 ◆組織全体の動きを把握し、災害対応に必要な人員の投入や活動調整を行う。
情報収集・伝達	会 長 副会長 情報班	・災害が発生、もしくは危険が予想される場合は連絡網等を使用し、住民に対して避難するよう呼びかける。特に、避難行動要支援者に対する避難情報の伝達を重視する。 ・地区の状況を把握する。 ◆地区の被害状況を取りまとめ、市へ報告する。
救出・救護	会 長 班 長 安否確認班	・安否確認時、救出が必用な住民を確認したならば、2次被害を回避しつつ救出・救護を行う。 ・会長は、状況を把握し、応援等の調整を行う。
安否確認	安否確認班 班 長	・班長と安否確認について調整を行い住民の安否を確認する。 ・安否確認時、被害状況についても確認し、情報班又は会長に情報提供する。 ・在宅避難者を把握する。
要配慮者の支援	誘導班 避難所班	・避難所（公民館）の準備と並行し、要配慮者の避難支援等を行う。 ・避難所における、要配慮者の避難生活の介助等を行う。
避難所の運営	総務班 誘導班 避難所班	・地区の公民館等の避難所の運営を行う。 ・市が指定する避難所の運営支援を行う。 ◆避難者名簿の準備、受け入れ ◆避難者名簿の整理 ◆避難生活支援（配食、炊き出し等） ◆避難者のニーズの把握 ◆防犯対策

POINT

- ◆防災・減災のための情報の収集と住民への伝達を重視しましょう。
- ◆安否確認により、住民の状況を把握し、住民に寄り添った避難所運営をしましょう。この際、住民のニーズを把握し、避難環境を整えましょう。

(5) 中長期的な活動予定（例）

課 題	内 容	達成目標
担い手の育成	【現状】 自主防災組織役員の高齢化 【対策】 若手住民の防災士資格の取得、自主防災組織役員への登用	令和7年～10年の間2名の防災士資格の取得
自主防災組織の女性役員不在	【現状】 自主防災組織の構成員に女性住民が皆無で、女性目線の取り組みが不足 【対策】 女性住民の役員の登用による、女性目線での防災計画等の作成	令和8年までに、女性役員1／3以上を確保
区の公民館の停電対策未実施	【現状】 ポータブル発電機はあるものの、照明が裸電球で十分な照明を得られない。 【対策】 照明をLEDライトに替え、電気消費量を抑えるとともに照明効率を高める。	令和7年度購入
防災井戸の未整備	【現状】 飲料水・生活用水の備蓄無し。 防災井戸無し。 【対策】 防災井戸の整備	令和7年、住民説明 令和8年～9年、資金積み立て 令和10年工事
隣接地区との連携不十分	【現状】 世帯数が少なく、将来的に防災組織の維持不可能 【対策】 隣接地区との連合での防災活動の実施	令和7年度、△△地区との協議開始 令和8年度、協定締結 令和9年度、共同での防災訓練の実施
□□小学校避難所運営委員会の設立	【現状】 市の職員が開設・運営しているが、きめ細やかな住民対応が不十分で地域性を発揮した運営が必要 【対策】 □□学校区内の防災組織と協同して、避難所運営委員会設立	令和7年、消防防災課による□□学校区内防災組織に対する説明会 令和8年度、設立に向けた協議実施

POINT

◆中期的計画の立案により、活動の一貫性を保持し、有意義で効果的な地区の防災活動を目指します。

- ◆危険箇所等を盛り込むだけではなく、避難時の注意点等も合わせて記載することで、より実用性のあるマップが完成します。
- ◆記載項目は地区の規模、住民間の人間関係等により、何処まで記載するかを判断しましょう。
- ◆マップを作成する際は、個人情報に十分配慮しましょう。

4. 防災関係施設・資機材等リスト

(1) 避難場所、避難所

種 別	施設名	住 所	避難所開設者	電話番号
一次避難場所	□□公園			
	□□広場			
一次避難所	□□公民館		区長、自主防	
	□□サービス		施設管理者	
指定避難所	□□小学校		市職員	

(2) 関連機関・施設の連絡先

種 別	施設名	住 所	電話番号
市	消防防災課	殿台296番地	0475-80-1116
医療機関	□□診療所		
	□□医院		
警 察	山武警察署		
消 防	□□消防署		
電 気	□□電力〇〇センター		
電 話	N T T □ □ 営業所		
ガ ス	□□ガス〇〇営業所		
水 道	□□水道〇〇事務所		

POINT

- ◆避難場所・避難所リストを作成する際は、避難所の開設者や避難経路及び避難に要する時間的な目安等について確認しましょう。
- ◆関係機関に記載する機関とは、可能な場合、「顔の見える関係づくり」を行っておくと良いでしょう。

(3) 保有防災資機材リスト

物 品	単 位	数 量	保管場所	備 考
発電機	台	1	備蓄倉庫	平成26年 購入
ヘルメット	個	30	備蓄倉庫	30個不足
拡声器	器	1	備蓄倉庫	
車椅子	台	1	□□公民館	1台購入予定
担 架	台	2	備蓄倉庫	
・ ・ ・ ・ ・				

POINT

- ◆地域の実情、活動体制等を踏まえ、どのような資機材を保持すべきか、保管場所をどうするか十分に検討することが必要です。
- ◆役員の交代等で管理が行き届かなくなる事例も多くあるため、定期的に資機材の点検や使用法の確認を行いましょう。また、保管場所は確認が容易な場所にし、住民全員に何が何処にあるかを周知してください。

防災資機材の一例

①情報収集・共有・伝達

ラジオ、テレビ、拡声器、地図、ホワイトボード、ボードマーカー など

②初期消火

ポンプ、消火器、ホース、バケツ など

③救出・救護

バール、ジャッキ、のこぎり、スコップ、ロープ、担架、救急箱 など

④避難支援

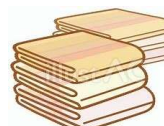
車椅子、担架

⑤避難所運営

発電機、照明、ブルーシート、防災（レスキュー）シート、筆記具、毛布 など

⑥給食・給水

ガスコンロ、ガスボンベ、給水タンク、鍋、炊飯器 など



5. 地区防災タイムライン

◆□□地区防災タイムライン（水害編）

警戒レベル（気象庁）	市	地区防災	住 民
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報	災害対策本部設置 避難指示	住民への避難呼びかけ 避難誘導開始 全員避難開始 （近隣住民への避難の呼びかけ）
3	大雨・洪水警報 氾濫警戒情報	災害対策本部 ・警戒本部設置 高齢者等避難	地区災害対策本部設置 避難状況の確認 要配慮者の避難支援 避難に時間のかかる要配慮者及び支援者は避難開始
2	大雨・洪水注意報 氾濫注意情報	状況により 情報収集体制移行 注意喚起	役員への連絡 住民への注意喚起 （要配慮者への伝達） 自分の避難行動の確認 避難時の携行品等準備
1	早期注意情報	テレビや銚子地方気象台ホームページ等から情報の収集	

◆□□地区防災タイムライン（地震版）※震度5強

	経過時期	一般的な状況	市	地区防災	住 民
初動対応	発災直後	地震発生 家屋倒壊、火災発生 停電、断水、ガス	災害対策本部設置 避難所開設	身の安全確保 情報収集開始	身の安全確保 出火防止
	1時間まで	救出・救護 火災拡大 二次災害防止	被害状況の把握 市民への注意喚起	地区対策本部設置 地区の状況確認 要配慮者支援	一次避難場所へ避難
応急対応	6時間まで	被害状況が逐次判明	避難者受入	地区の避難所開設	避難所へ避難
	1日まで	自衛隊派遣活動開始	安否確認の要請 支援物資の配布	地区の安否確認 給水・給食活動	避難所運営支援
	3日まで	ボランティア活動開始 生存率低下	避難所の状況確認 物資の受領・配布 2次避難の調整	避難所運営支援 在宅避難者支援	
復旧期	2週間まで	行方不明者の搜索 仮設住宅の建設	仮設住宅建設 住宅被害認定調査		
復興期	1か月後	仮設住宅入居開始	り災証明の発行 各種補助制度への対応		

POINT

- ◆「いつ」「誰が」「何を」をあらかじめ時系列で整理することで、災害時の混乱を少しでも減らしましょう。

【おわりに】

◆計画を作成した後は・・・

計画は一度作成したらそれで終わりではありません。

実際の災害や、訓練で得た課題や問題点について、地区で話し合い対策を定め、計画に反映させ逐次更新しましょう。

計画はあくまで基準です。災害の規模や被害の状況によって計画した内容では対応できないことも出てくると思います。状況に応じて計画を修正し実状に適合させることが重要です。

ここでは一例として、地区防災計画の一例を示していますが、形式にこだわる必要はありません。必要により、記載する項目を加除して下さい。地域の住民と話し合い、妥当と思われる計画を作成し、住民の間で教習することが重要です。

◆計画内容が充実し、分量が多くなった場合は、住民が読みやすいように計画の概要版を作成し、配布することをおすすめします。

※住民が手元に置き、又は家の中に掲示し確認しやくするためです。

A3サイズ1枚程度でまとめると回覧や配布がしやすくなります。

【参考例 熊本県 荒尾市 普源寺地区】

[illegible]